

情報通信業 取組事例①

(所定外労働削減/社員数約200名)

取組の背景：

従業員の心身の健康保持に配慮した職場環境を整備し、優秀な人材を確保する。
また、従業員の仕事と生活の両立に配慮した働きやすい職場づくりを実現する。

取組の概要：

【取組Ⅰ】「集中タイム」及び電話の発信禁止時間帯の設定

所定労働時間内に業務を終了させるために、毎日11時～12時を「集中タイム」と名付け、特に集中して業務を行う時間帯を設定した。「集中タイム」の開始時には、上司による声掛けが行われる。

また、毎日15時～16時は外部への電話発信を禁止し、所定労働時間内に処理すべき業務を集中的に処理する時間とした。

【取組Ⅱ】生産性向上のための取組の実施

外勤ルート及び担当エリアの見直しを行い、移動時間の短縮を図るとともに、顧客数の多いエリアを増員するなど人員配置の見直しを行った。

また、グループごとに生産性向上のための具体策を提案・実行し、一定の効果があつた対策については、全体会議で共有し、他のグループにも導入することとした。

【取組Ⅲ】夕礼の実施と残業の事前承認制度の導入

夕礼の際に残業の有無について申告するものとし、その残業が真に必要なものか、業務分担は可能かを全体で共有する。やむを得ず残業を行う場合は、上司に「残業承認依頼書」を提出し、上司の事前承認を得ることを必須とした。

取組の効果：

- ◆「集中タイム」や電話の発信禁止時間帯を設定することにより、所定労働時間内に必要な事務処理を終了させるという気運の醸成につながった。また、15時以降に発生する緊急度の低い業務を除外できた。
- ◆夕礼の実施と残業の事前承認制度を導入し、「残業はやむを得ない場合にのみ、会社の業務命令によって行うもの」という意識が従業員に定着し、だらだら残業、不必要な残業が減少した。
- ◆平均残業時間が、前年と比較して月35時間から月25時間程度になり、約30%程度削減できた。
- ◆36協定の特別条項の上限時間を100時間から80時間に短縮した。

